

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司 殿



提出者

住 所 安芸市宝永町3-33

氏 名 高知県立あき総合病院

院長 前田 博教

電話番号 0887-34-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高知県立あき総合病院
事業場の所在地	高知県安芸市宝永町3-33
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

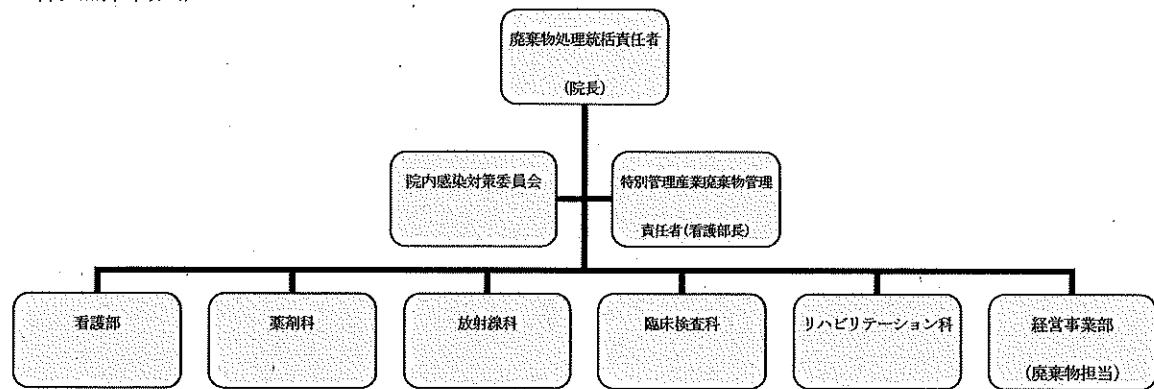
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	許可病床 270床 (内訳 一般病床175床 結核病床5床 精神90床)
③従業員数	432人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	委託処理: 処分場へ運搬した後に中間処理(減容減菌、焼却)を行い、中間処理後の燃え殻は最終処分業者(埋立)で処理する。

(日本工業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

### (管理体制图)



廢棄物處理統括責任者：院長

特別管理產業廢棄物管理責任者：看護部長

### 各部門の役割

### ● 廢棄物處理統括責任者

- ・特別管理産業廃棄物処理計画の策定
  - ・廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認

●院内感染対策委員会

- ・廃棄物処理に関する検討（廃棄物の発生抑制、分別方法等、廃棄物の適正処理を行う上で必要な事項の検討）
  - ・職員に対する教育・啓発

●廃棄物担当

- ・委託契約に関する手続き
  - ・廃棄物の収集運搬及び処理事業者の選定及び監査
  - ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理
  - ・監督官庁への各種報告
  - ・その他廃棄物の処理に必要な事項

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	順の周知等により排出量の抑制に努める。
--	---------------------

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各部署のよく見える場所に、院内で発生する廃棄物の種類毎に分別方法(指定容器)を明示し、適切な分別を行う。 ・感染対策チーム(ICT)が各部署を毎月訪問し、評価・指導を実施。 ・新規採用職員に対して研修を実施。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・院内で発生する廃棄物の種類及び分別に関し再分類を行い、分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

	(今後実施する予定の取組)
—	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状			【前年度（令和4年度）実績】
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画			【目標】
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) —			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状			【前年度（令和4年度）実績】
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	191,604 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) • 廃棄物関係法令、関係官庁の指導を周知徹底させるため、担当職員に必要な研修を受けさせる。 • 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する • 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。			

【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
全処理委託量	178 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) ・委託事業者とともに、院内で発生する廃棄物の種類及び分別に関し 再分類を行い、適切な収集・運搬、処分を実施する。		
※事務処理欄		

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。